職場のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ

労働権後・企用労働給予課決制度のご案内!



(高知) 労働相談 · 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

職場のトラブルでお困りの方

案内

紹介



まずは相談したい方は・・



労働相談機関・団体

スタッフが皆さんからの労働相談をお 受けし、解決に向け適切なアドバイスを 行います。また、必要に応じて他の機関、 団体を案内し、制度等をご紹介します。

- ●都道府県労働局総合労働相談コーナー
- ●都道府県労働局雇用環境・均等室
- ●都道府県労働委員会
- ●日本司法支援センター (法テラス)
- ●弁護士会
- ●司法書士会
- ●社会保険労務士会



紛争解決制度を利用したい方は・・



労働紛争解決機関・団体

裁判外紛争解決制度(ADR(注1))・裁判制度によって、個別労働紛争(注2)の解決を図る機関・団体です(紛争の内容によっては制度対象とならない場合もあります)。

★ADR を利用する場合

- ●都道府県労働局雇用環境・均等室 (紛争調整委員会)
- ●都道府県労働委員会
- ●弁護士会紛争解決センター
- ●社労士会労働紛争解決センター

★裁判制度を利用する場合

- ●地方裁判所
- ●簡易裁判所

【注1】

裁判外紛争解決制度(ADR)とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」です(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条より)。

なお、高知弁護士会では紛争解決センターは設置されておりません。また、高知県司法書士会では調停センターは設置されておりません。

【注 2】

個別労働紛争(個別労働関係紛争)とは、「労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。)」とされます(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条より)。

労働相談・個別労働紛争解決機関・団体、サービス、制度のご紹介

次ページ以降に、(高知)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

— 目次 —

高知労働局雇用環	境 •	均	等 <u></u>	室	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	• 1	 ~	· 2	ぺ-	ージ	>
高知県労働委員会			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 •	ペ-	-ジ	
日本司法支援セン	ター	一高	知	地	方	事	務	所	(污	よう	F =	ラフ	高	高矢	O)	•	•	•	4 •	ペ-	-ジ	
高知弁護士会・・	•		-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	5 •	ペ-	-ジ	
高知県司法書士会			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6 •	ペ-	-ジ	
高知県社会保険労	務:	L会	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 •	ペ-	-ジ	
高知地方裁判所・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	8 4	ペ-	-ジ	
高知県内の簡易裁	判点	沂•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8 4	ペ-	-ジ	

~巻末資料~

「法テラスは多言語情報提供サービスを実施しています。」

「職場でつらい思いしていませんか?」

(高知) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。) は、高知県内での労働相談、個別労働紛争解決制度を有する機関・団体の相互連絡、情報交換を目的として平成14年に設立されました。以降、年1回の定例会議の他、各機関・団体の問合せ先等一覧ガイドの作成や合同研修会、合同広報活動を実施しています。

連絡協議会構成機関、協力機関・団体は以下のとおりとなります。なお、連絡協議会事務局は高知労働局雇用環境・均等室となります。

【構成機関】

高知労働局雇用環境・均等室、高知県労働委員会 高知県商工労働部雇用労働政策課

【協力機関・団体】

高知地方裁判所、法テラス高知、高知弁護士会、高知県司法書士会、 高知県社会保険労務士会

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
			【サービス内容】 不当解雇、雇止め、いじめ・嫌がらせ、パワハラの相談他労働に関係する事項全般を受け付けています。 (相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介する場合もあります。)
	●高知労働局総合労働相談コーナー (住所) 高知市南金田 1-39 高知労働局 4 階		【費用】 相談は無料。電話相談の場合、通話料は相談者 負担。 【相談方法】
	(雇用環境・均等室内) <mark>(電話)</mark> 088 - 885 - 6027	総合労働相談	電話、又は面談。予約は不要。 【相談日時】 ●高知労働局総合労働相談コーナー
	●高知総合労働相談コーナー (住所) 高知市南金田 1-39 (高知労働基準監督署内) (電話) 088 - 885 - 6010 ●須崎総合労働相談コーナー		月曜〜金曜 8:30~17:15 ●その他の総合労働相談コーナー ・高知 月曜〜金曜 8:30~17:15 ・須崎 月曜〜金曜 8:30~17:15 ・四万十 月曜〜金曜 8:30~17:15 ・安芸 月曜〜金曜 8:30~17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始及び昼休み時間帯(12:00~13:00) は受け付けていません。
(雇用環境・均等室)	(住所) 須崎市緑町 7-11 (須崎労働基準監督署内) (電話) 0889 - 42 - 1866 ●四万十総合労働相談コーナー (住所) 四万十市右山五月町 3-12 (四万十労働基準監督署内) (電話) 0880 - 35 - 3148 ●安芸総合労働相談コーナー (住所) 安芸市矢ノ丸 2-1-6 (安芸労働基準監督署内) (電話) 0887 - 35-2128		【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、高知労働局長 が紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘 し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の 自主的な解決を促す制度です。
#)		高知労働局長による助言・指導	無料。
			【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室、又は総合 労働相談コーナーにお問い合わせください。
		高知紛争調整 委員会による 「あっせん」	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、高知労働局から委任を受けた高知紛争調整委員会(弁護士等の委員で構成)から選任された1名のあっせん委員により「あっせん」を開始します。当事者間であっせん案に合意した場合、受託されたあっせん(案)は民事上の和解契約効力を持ちます。なお、相手方が不参加の意思表明を行った場合、解決の見込みがない場合及び合意が図られない場合、あっせん手続きは打ち切り終了となります。
			無料。
			【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室、又は総合 労働相談コーナーにお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
		相談	【サービス内容】 職場における男女差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取り扱い、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、育児・介護休業等の取得、パート・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関するご相談を受け付けます。 (また、相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介する場合があります。) 【費用等】 相談は無料。電話相談の場合、通話料は相談者負担。 【相談方法】電話、又は面談。予約は不要。 【相談日時】 月曜~金曜 8:30~17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
(雇用環境・均等室)	●高知労働局雇用環境・均等室 (住所) 高知市南金田 1-39 高知労働局 4 階 (電話) 088 - 885 - 6041	高知労働局長 による援助 (助言、指導、 勧告)	【制度概要】 労働者と事業主との間で、職場における男女差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護 休業法、パート・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関わる民事上の労使紛争について、雇 用環境・均等室が紛争当事者に対して紛争の問題 点を指摘し、当事者に対し必要な助言等を行うことにより援助する制度です。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。
		高知紛争調整委 員会による「調 停」	【制度概要】 労働者と事業主との間で、職場における男女差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護 休業法、パート・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関わる民事上の労使紛争に関して、高 知労働局長から事案の委任を受けた高知紛争調整委員会(弁護士等の委員で構成)により「調停」を開催します。当事者間で調停案に合意した場合、受託された調停案は民事上の和解契約効力を持ちます。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は高知労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
		労働相談	【サービス内容】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、 パワハラ等、労働に関する様々な問題について随 時相談を受け付けています。 【費用】 相談は無料。通話料等通信料金は相談者負担。 【相談方法】 面談、電話、Eメール (次のQRコードからメール相談ができます。)
高知県労働委員会	●高知県労働委員会事務局 (住所) 高知市丸ノ内 2 丁目 4-1 県北庁舎 4 階 (電話) 088 - 821 - 4645	個別労働紛争あつせん	【制度概要】 労働者と使用者との間で生じた紛争について、専門的知識を持った経験豊かな労働委員会の委員(公労使三者構成)が公正・中立な立場で、労使双方からそれぞれ主張を聞き、問題点の整理や解決策の検討を行い、自主的な解決のサポートをします。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表明を行った場合、解決の見込みや合意が図れない場合、手続は終了となります。 【費用】 無料。 【その他】 詳細は、高知県労働委員会事務局にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
B	●法テラス高知 (住所) 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル2 F (電話) 050-3383 - 5577 ●サポートダイヤル (電話) 0570 - 078374 ※PHS、IP 電話からは「03 - 6745 - 5600」にお電話ください。 ●多言語情報提供サービス (電話) 0570 - 078377 多言語情報提供サービスの詳細については、巻末資料を参照ください。	情報提供	【サービス内容】 職場に関する相談等、あらゆる法的トラブルでお悩みの方に対し、適切な法制度や関係機関(法律相談・公的機関窓口等)の紹介をしています。 【費用】 相談は無料。通話料は相談者負担。 【利用方法】 電話、来所。 【受付日時】 ●法テラス高知平日9:00~17:00 (土日祝祭日休業) ●サポートダイヤル平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00 (日曜祝祭日休業) ●多言語情報提供サービス平日9:00~17:00 (土日祝祭日休業) 【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。
日本司法支援センター高知地方事務所(法テラス高知)	●法テラス高知 (住所) 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2 F (電話) 050-3383 - 5577	民事法律扶助	【サービス内容】 収入や資産の少ない個人の方を対象に民事の無料法律相談や弁護士・司法書士の費用の立て替えを行っています。 【費用】 法律相談は無料 【利用方法】 来所による面談(要予約) 【相談日】 ●弁護士相談(一般相談) 毎週月,火,木曜日 13:00~16:00 ●司法書士相談(多重債務相談) 毎週水曜日 13:00~16:00 【注意点】 ★収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 ★予約受付は法テラス高知で行っています(平日9:00~17:00、土日祝祭日休業)。 ★相談時間は 30 分程度です。相談回数には制限があります。
	●法テラス高知 (住所) 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル2 F (電話) 050-3383 - 5577 ●犯罪被害者支援ダイヤル (電話) 0120 - 079714 ※PHS、IP 電話からは「03 - 6745 - 5601」にお電話ください。	犯罪被害者支援	【サービス内容】 犯罪被害者に対する損害・苦痛の回復、軽減を図るための法制度や相談窓口に関する情報を提供します。さらに、弁護士等による支援を必要とされる場合には、こうち被害者支援センターと連携を取りながら、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士や支援員による相談の取り次ぎなどを行っています。 【費用】 相談は無料。通話料は相談者負担。【利用方法】 電話、来所。【受付日時】 ●法テラス高知平日9:00~17:00 (土日祝祭日休業) ●犯罪被害者ダイヤル平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00 (日曜祝祭日休業)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
		法律相談	【サービス内容】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商エローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。 【費用】 相談料 45分5,500円 【利用方法】 法律相談を希望される方は、高知弁護士会法律相談を希望される方は、高知弁護士会法律相談をお望される方は、高知弁護士会法律相談センターに電話予約をお願いします。 なお、1日の相談者数は4名までとなっています。 【相談日時】 月曜、火曜、木曜 13時から16時まで。
高知弁護士会	●高知弁護士会 (住所) 高知市越前町1丁目5番7号 (電話) 088 - 872 - 0324 (HP) http://www.kochiben.or.jp/index.html ●高知弁護士会法律相談センター (電話) 088 - 822 - 4867(※相談予約専用電話)	無料法律相談	「サービス内容①】 弁護士会が無料で実施している法律相談ですが、場所、時間等について制約があります。詳細は高知弁護士会にご確認ください。 ●四万十 毎月第2,第4木曜日 10:30~14:30 ●位川 毎週金曜日 13:00~16:00 ●室戸 毎月第1,第3木曜日 13:00~16:00 【サービス内容②】 地方日と、法律を表にでは、本書では、は、の方は、は、の方は、は、の方に、は、の方に、は、の方に、は、の方に、は、の方に、で、の法律相談のでは、が、の方に、は、の方に、は、の方に、は、の方に、は、の方にで、の法律を表していたが、ない。で、多くの方にで、多くの方ののは、の方にで、多くの方ののは、の方にで、また、一人あらいと、もは、ります。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知県ヨ	●高知県司法書士会総合相談セン ター (住所)	無料法律相談	【サービス内容】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与(名義変更)、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング・オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。 【費用】 無料。 【利用方法】 要電話予約。なお、予約状況、相談内容等により日時のご希望に添えない場合もあります。 【相談会場・相談日時】 ●高知県司法書士会館毎週土曜日 13:00~15:00 ●四万十市社会福祉センター毎週土曜日 13:00~15:00 ●安芸市総合社会福祉センター第1,第3土曜日 10:00~12:00 ●演崎市立市民文化会館第1土曜日 13:00~17:00 ● 第3 土曜日 13:00~17:00 ● 高知県司法書士会館(※相続登記相談に限ります。)毎週水曜日 18:30~20:00
県司法書士会	高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館(電話) 088-825-3143	法テラス民事法律扶助相談	【サービス内容】 司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、法テラス(日本司法支援センター)と契約している司法書士の事務所、または指定相談場所において受けられる無料相談であり、資力(収入や保す資産)が一定額以下である方を対象としています。なお、相談回数には制限があります。また、司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、その内容が140万円を超えない請求等に限定されます。 【費用】 無料。 【利用方法】 要電話予約。なお、予約状況、相談内容等により日時のご希望に添えない場合もあります。 【相談会場・相談日時】 ●高知県司法書士会館毎週土曜日 15:00~17:00 ●四万十市社会福祉センター毎週土曜日 15:00~17:00 ●面知県司法書士会館(※多重債務相談に限ります。) 毎週水曜日 18:30~20:00 【その他】 要件の詳細については、法テラス高知地方事務所(Tel 050-3383-5577)にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
高知県	●高知県社会保険労務士会 (住所) 高知市桟橋通 2 丁目 8-20 モリタビル 2 階 (電話) 088-833-1151 【電話相談】 0570-064-794 (ナビダイヤル) 【来訪相談予約電話】 088-833-1151	総合労働相談	【サービス内容】 納得できない解雇や賃金の不払い、退職金、男女差別、社会保険未加入、労働災害、パワハラによる配置転換、転籍など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。 【費用】 無料。通話通信料金は自己負担。 【利用方法・相談時間】 ●電話相談第2,第4水曜日 13:00~16:00 ●来訪相談第2,第4水曜日 13:00~16:00 来訪相談第2,第4水曜日 13:00~16:00
高知県社会保険労務士会	●社労士会労働紛争解決センター高知 (電話) 088-833-1151	紛争解決センタ ーによるあっせ ん	【サービス内容】 ●労働者と事業主の間で発生した紛争について「あっせん」を行い、解決の援助をします。センターの取り扱う紛争は、次のいずれにも該当するものです。 1. 当事者の一方の住所または所在地が高知県内であること。 2. 労働関係の問題についての個々の労働者と使用者の間の紛争であること。ただし、労働組合がかかわるものや裁判において確定判決があった紛争は除きます。 ●利用者の利便を尊重し、簡単な手続きで、公正、中立、迅速な解決を図るための努力をいたします。 ●あっせん委員は、法律に定められた試験に合格した特定社会保険労務士の中から選任した会員があたります。 【費用】 無料(令和6年12月31日まで) 【お問い合わせ先】 高知県社会保険労務士会

	問い合わせ先	利用できる制度
		【利用できる訴訟等制度】 ●労働審判 労働審判手続きは、裁判官と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する専門家で組織される労働審判委員会が、個別労働紛争を原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らなかった場合には事案の実情に即した柔軟な労働審判を行うという紛争解決制度です。
		●仮処分
高知地	●高知地方裁判所民事部 (住所)	●民事訴訟(訴額が140万円を超える場合)
高知地方裁判所	(任所) 高知市丸ノ内 1-3-5 (電話) 088-822-0385	【費用について】 上記制度のいずれも申立て手数料等が必要です。手数料の金額は、 制度、請求金額によって異なります。
		【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。なお、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。
		【問い合わせに関して】 問い合わせ先 高知地方裁判所民事部 対応日時 毎週月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 8:30~12:15, 13:00~17:00
	●高知簡易裁判所	【利用できる訴訟等制度】
	(住所) 高知市丸ノ内 1-3-5 (電話) 088-822-0524(民事調停・支払督促) 088-822-0479(民事訴訟・少額訴訟) ●須崎簡易裁判所 (住所) 須崎市鍛治町 2-11	●民事調停 調停は、裁判官と民間から選ばれた調停委員で組織される調停委 員会のあっせんにより、紛争を話し合いで適切に解決しようとする 制度です。
		●支払督促(金銭の請求に限る)
高知		●民事訴訟(訴額が140万円以下の場合)
高知県内の	(電話) 0889-42-0046	●少額訴訟(訴額が60万円以下の金銭の請求に限る)
の簡易裁判所	●安芸簡易裁判所 (住所) 安芸市久世町 9-25 (電話) 0887-35-2065	【費用について】 上記制度のいずれも申立て手数料等が必要です。手数料の金額は、 制度、請求金額によって異なります。
		【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。なお、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。
	●中村簡易裁判所 (住所) 四万十市中村山手通 54-1 (電話) 0880-35-3007	【問い合わせに関して】 問い合わせ先 左の欄の各簡易裁判所 対応時間 毎週月曜日から金曜日(祝祭日は除く) 8:30~12:15, 13:00~17:00

ほうてらす

にほんしほうしえんせん たー

法テラス(日本司法支援センター)は

たげんごじょうほうていきょうさーびすーじっし
多言語情報提供サービスを実施しています。

お問合せの内容に応じて、解決に役立つ日本の法制度や弁護士会などの関係機関を無料で紹介します。



- ① まずは、0570-078377 (法テラス多言語情報提供サービス)にお電話ください (通話料がかかります)。
- ② 通訳業者に、問合せ内容をお伝えください。
- ③ 通訳業者が、みなさんの最寄りの地方事務所・支部の法テラス職員につなぎます。
- ④ みなさんと通訳業者と法テラス職員の3者間で話すことが出来ます。

法テラス地方事務所・支部(全国61か所)

平日9:00~17:00

* 日本に住所があり、過法に在留する方で、かつ収入の一定の要件に該当する経済的に 余裕のない方に対しては、弁護士などの専門家による無料法律相談、弁護士費用などの 立替り一とえも実施しています(詳細は、法テラス職員にお問答せください)。





多言語情報提供(たげんごじょうほうていきょう)



0570-078377

Monday to Friday from 9am to 5pm

*Call rates will apply.



NEW! Bahasa Indonesia English

한국어

Tagalog

Español

3 (H)

中文

Português

Tiếng Việt

ภาษาไทย

नेपाली भाषा



日本の法制度・相談機関を10言語で情報提供

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネバール語、タイ語、インドネシア語)

外国人のための法制度情報

難婚、パートナーの暴力、給料をもらえていない、解雇された、ピザ、事故、借金など

English

Legal Information for Foreign Nationals

Divorce, domestic violence, unpaid salary, dismissal, visa, accident, loan, etc.

中文

外面人法律信息/外面人法律信息

离婚,家庭内暴力,拖欠的薪金,解雇,签证,事故,债务等等

한국어

외국인을 위한 법률정보

이혼,가정 목력,급여 연체, 해고,비자, 사고, 채무 등등

Español

Información Legal para Extranjeros

Divorcios, violencia doméstica, atrasos salariales, despidos, visas, accidentes, deudas, etc.

Português

Informação Jurídica para Estrangeiros

Divórcio, violência doméstica, salário em atraso, demissão, visto, acidente, dívida, etc.

Tiếng Việt

Thông tin Pháp luật dành cho Người nước ngoài

Ly hôn, bao lực gia đình,chưa được nhận tiền lượng,bị cho thôi việc, Visa, tại nạn,nợ nằn

Tagalog

Legal na Impormasyon para sa mga Dayuhan

Diborsyo, karahasan mula sa asawa, hindi makuhang sweldo, pagka-tangal sa trabaho, visa, aksidente, utang, atbp.

नेपाली भाषा

विदेशीहरूको लागि कान्नी जानकारी

सम्बन्ध विच्छेद, पार्टनेर बाट हिंसा,तलब नपाउन्, काम बाट निकालिन्,भिसा, दुर्घटना, कर्जा आदि।

ภาษาไทย

ข้อมูลทางกฎหมายสำหรับชาวต่างชาติ

การหย่า ความรุนแรงในครอบครัว(ถูกทำร้ายร่างกาย)ไม่ได้รับเงินเดือน, ถูกเลิกจ้าง, วีซา, อุบัติเหตุ, ติดหนึ่ เป็นต้น

Bahasa Indonesia Informasi Mengenai Sistem Hukum bagi Warga Negara Asing

Perceraian, kekerasan dalam rumah tangga, gaji tidak dibayar, PHK, VISA, kecelakaan, hutang dan semacamnya.

医系统沙沙克 職場の ひとりで悩まないで ハラスメントの まずは相談して ください 解決を労働局が あなたが動くことが

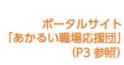
職場でのあらゆるハラスメントは許されません!

セクシュアルハラスメント(セクハラ)とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、 意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなる ことをいいます。

パワーハラスメント(パワハラ)とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地 位や人間関係などの職場内での優位性を背 景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・ 身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪 化させられる行為をいいます。





▶ 「職場内での優位性」とは

解決につながります

職務上の地位の優位性だけでなく、先輩・後輩の間や同僚間での 人間関係、専門知識・経験の有無などによる、さまざまな優位性が 含まれます。

お手伝いします

▶「業務の適正な範囲」とは

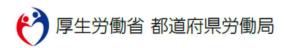
業務上の必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、 業務上の適正な範囲で行われている場合は、パワーハラスメントに はあたりません。

例えば、上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、業務上 の指揮監督や教育指導を行い、上司としての役割を遂行することが 求められます。職場のパワーハラスメント対策は、そのような上司 の適正な指導を妨げるものではなく、各職場で、何が業務の適正な 範囲で、何がそうでないのか、その範囲を明確にすることによって、 適正な指導をサポートするものでなければなりません。

・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、 減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為を「不利益取扱 い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就 業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。



ハラスメントを受けたとき

はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけで は状況は改善されません。「やめてくださ い」「私はイヤです」と、あなたの意思を 伝えましょう。

黙って我慢していると事態をさらに悪化 させてしまうことがあります。問題を解決 していくことが、同じように悩んでいる他 の人を救うことにもつながります。

会社の窓口に相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会 社の問題です。会社の人事労務などの相談 担当者や信頼できる上司に相談しましょ う。労働組合に相談する方法もあります。 社内に相談相手がいないときも、ひとり で悩まずに、都道府県労働局※など外部の 機関に相談しましょう。※ P8 参照

厚生労働省のホームページなどからもパンフレット等の ダウンロードができます

◆職場でのセクシュアルハラスメントでお悩みの方へ

厚牛労働省トップページ>政策について>分野別の政策―覧>雇用・労働>雇用均等> 職場でのセクシュアルハラスメントでお悩みの方へ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

◆あかるい職場応援団

職場でのセクシュアルハラスメント 検索

パワハラ対策についての総合情報サイト「あかるい職場応援団」 http://no-pawahara.mhlw.go.jp/

あかるい職場応援団

検索

◆「妊娠したから解雇」は違法です!

厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用均等> 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために>「妊娠したから解雇」は違法です! http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088308.html

妊娠したから解雇

検索

都道府県労働局が、あなたのお力になります!

匿名でも大丈夫。 プライバシーは厳守します。 まずは相談してください!! 相談は無料です!

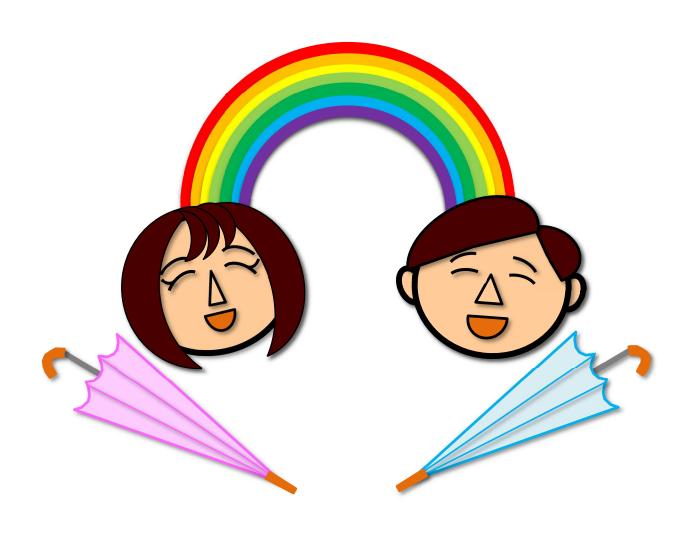


相談して ください!

- 1.会社に対し、法律や制度の説明をします。
- 2.その内容に応じて会社に事実確認を行い、会社に働きかけを行うなど、丁寧な対応に努めます。 3.会社との間に紛争が生じている場合は、助言、調停など解決のための援助を行います。
- ★あなたの了承を得ずに、会社にあなたの情報を提供することはありません。
- ▶セクシュアルハラスメント
 ▶妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
 に関するご相談

高知労働局雇用環境・均等室へ TEL(088)885-6041 [開庁時間 8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

▶パワーハラスメントに関するご相談 総合労働相談コーナーへ TEL(088)885-6027



(高知) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会